

市税(固定資産税)優遇措置制度のご案内

本市では、事業用施設や設備・機械等の新設や増設を行った事業者に対し、一定の要件を満たした場合に、申請によりその分の固定資産税について最大 **5年間の免除措置**が適用されます。申請書類など詳細については、市ホームページの産業政策課「固定資産税の課税免除(税制優遇措置支援制度)に関すること」をご確認ください。

申請書提出期間：令和2年1月6日(月)～1月31日(金)(土日・祝日除く)
【郵送の場合1月31日必着】

提出場所：市役所別館 2階 産業政策課 ※償却資産申告とは別に申請が必要です。

●情報通信産業振興地域制度

【要件】●市内にて**1,000万円**を超える設備を新設または増設したもの(事業用に限る。)

●機械・装置、器具・備品については**100万円**を超えるもの

【業種】●情報記録物の製造業 ●電気通信業 ●映画、放送番組その他映像または音声その他の音響により構成される作品であって録画され、または録音されるものの制作の事業 ●放送業

●ソフトウェア業 ●情報処理・提供サービス業 ●インターネット付随サービス業

●情報通信技術利用事業



●産業高度化・事業革新促進地域制度(産業イノベーション制度)

※事前に県知事の計画認定が必要です。

【要件】●市内にて**1,000万円**を超える設備を新設または増設したもの(事業用に限る。)

●機械・装置、器具・備品については**100万円**を超えるもの

【業種】●製造業 ●道路貨物運送業 ●倉庫業 ●こん包業 ●卸売業 ●デザイン業

●機械設計業 ●経営コンサルタント業 ●エンジニアリング業 ●自然科学研究所

●電気業 ●商品検査業 ●計量証明業 ●研究開発支援検査分析業 等



●観光地形成促進地域制度

【要件】●市内にて**1,000万円**を超える施設を新設または増設したもの

【対象施設】●スポーツ・レクリエーション施設(水泳場、トレーニングセンター、ダイビング施設等)

●教養文化施設(劇場、博物館、動物園、植物園、水族館等)

●休養施設(展望施設、温泉保養施設、海洋療法施設等)

●集会施設(会議場、研修施設等) ●販売施設(※付帯施設要件あり) 等



●国際物流拠点産業集積地域制度

【要件】●市内にて**1,000万円**を超える設備を新設または増設したもの(事業用に限る。)

●機械・装置については**100万円**を超えるもの

【業種】●製造業 ●特定の機械等修理業 ●こん包業 ●特定の無店舗小売業 ●倉庫業

●航空機整備業 ●道路貨物運送業 ●特定の不動産賃貸業 ●卸売業



※制度の内容や手続きのご相談は、

沖縄県産業振興公社「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」(098-894-6377)をご活用ください。

問合せ：産業政策課 商工振興係 ☎893-4411 内線 445